

#### 産4 目次 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

[ ] 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年十一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆太

##### 一 届出事項の概要

###### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ひまわり山陽店・ルーブル山陽店

所在地 赤磐市下市字善正寺四七八番地一ほか

###### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 日本地所倉庫株式会社

住所 岡山市北区野田二丁目四番一号

代表者の氏名 代表取締役 藤沢 純造

###### 3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

###### ③ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前九時

(変更後) 午前零時 (二十四時間)

###### ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三十分から午前零時三十分まで

(変更後) 午前零時から午後十二時まで (二十四時間)

###### 4 変更年月日

令和七年十二月三日

##### 二 届出年月日

令和七年十一月十日

##### 三 縦覧の期間及び場所

###### 1 縦覧の期間

令和七年十一月二十八日から令和八年三月二十八日まで

###### 2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び赤磐市産業振興部商工観光課並びに岡山県産業労働部経営支援課ホームページ